

東京都立西高等学校様 P T A総合保険（令和7年7月）

（保険期間：令和7年7月1日午後4時から令和8年7月1日午後4時まで）

■ P T A賠償責任保険

補 償 種 類	保 険 金 額
児童・生徒賠償危険 (免責1事故1,000円)	対人 1事故につき 1億円 対物 1事故につき 1億円
受託物危険 (免責1事故5,000円)	財物 加害会員1名につき 10万円 保険期間中限度額 500万円
PTA活動危険 (免責1事故1,000円)	身体 1名につき 5,000万円 1事故につき 5,000万円 財物 1事故につき 5,000万円

保険金をお支払いする場合（一部抜粋）

(1) P T A管理者に対する賠償責任

P T A活動遂行中に発生した事故につき、被保険者が法律上の賠償責任を負担する場合に、保険金が支払われます。

(2) 児童、生徒などに対する賠償責任（P T A活動中以外も対象です）

P T Aの児童、生徒が他人の身体に障害を与え、または他人の財物を損壊し、被保険者が法律上の賠償責任を負担する場合に、保険金が支払われます。

（児童・生徒賠償危険）

<事故例>

P T Aの児童が誤って他人の自動車にキズをつけてしまい、監督上の責任を問われた。

■ P T A団体傷害保険

補 償 種 類	保 険 金 額
死 亡 ・ 後 遺 障 害	155.2万円
入 院 保 険 金 日 額	1,540円
手 術 給 付 金	入院時15,400円 外来時7,700円
通 院 保 険 金 日 額	1,071円

※PTA団体傷害保険の保険料算出の基となる会員世帯数には教職員世帯を含みませんが、教職員世帯も被保険者（補償の対象）には含まれます。

保険金をお支払いする場合（一部抜粋）

被保険者が次に掲げる場合に、急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガに対して保険金をお支払いします。

(1) 被保険者がP T A会員の所属するP T Aの管理下においてP T A行事に参加している間。

(2) 被保険者がP T A行事に参加するためP T Aが指定する集合、解散場所と被保険者の自宅との通常の経路の往復中。